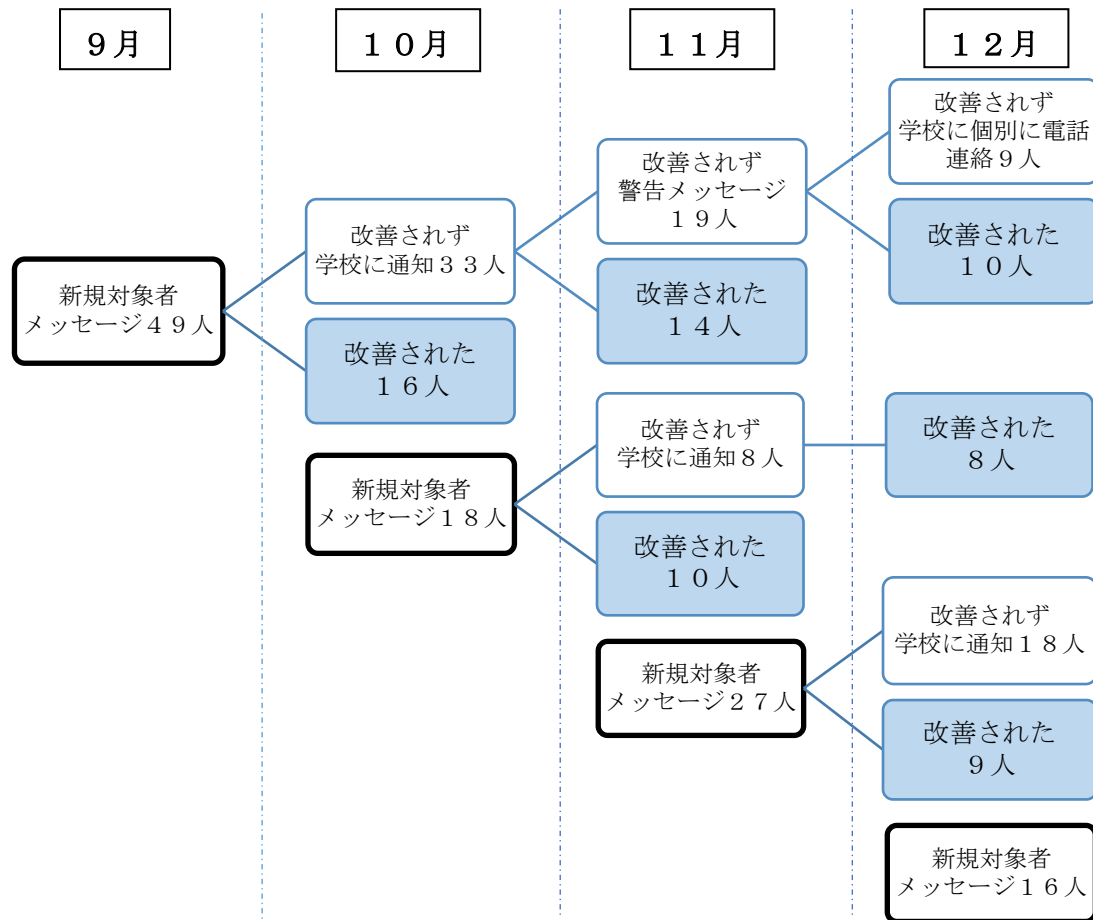


3 報告事項(1)ア 通信量が多い児童生徒への対応状況

1. 対象児童生徒及び基本的な対応方針

- (1)一ヶ月の通信量が200GB以上だった児童生徒
 - (2)二ヶ月連続で通信量が100GB以上だった児童生徒
- (1)(2)のいずれかに該当する児童生徒には、①注意喚起のメッセージをタブレットに送信 ②学校への通知 ③個別対応の可能性も示唆した警告的メッセージをタブレットに送信 と段階的な対応を行うこととしている。

2. 2学期以降の対応数と改善状況



通信量の状況(小・中・特支・高合計24,933回線分)

※市全体の契約通信量124,665GB/月

	通信量 (GB)	使用率
4月	30,407	24%
5月	46,732	37%
6月	56,138	45%
7月	60,190	48%
8月	57,682	46%
9月	82,057	66%
10月	74,014	59%
11月	68,137	55%
12月	64,290	52%

3. 今後の対応について

左記の対応を進めていることにより一定の改善は見られている。

しかし、なかなか改善されない児童生徒や一度改善されても再度通信量が多くなる児童生徒もいるため、学校や家庭の困り感が見受けられるケースもある。

今後は、学校や家庭の協力を得た上で、個別対応可能な方法も検討していく必要があると考える。